

平成 31 年度以降の税率改定の実施時期等について

1 前回の決定事項

○国保税の税率改定の考え方について

答申に基づく改定から標準保険税率に基づく改定へ変更。

2 広域化の現状等について

○平成 30 年度国保税の本算定による課税総額と標準保険税率による課税総額の比較について

項 目	税 額
本算定における課税総額	3,462,917,884 円
標準保険税率(2方式)における課税総額	3,638,298,288 円
乖離額	175,380,404 円

※算定基準：本算定時点で賦課期日（4月1日）に資格のある世帯（1年間分）により試算

標準保険税率を基に税率改定を実施していくうえでの、平成 30 年度の本算定の課税総額と標準保険税率での試算による課税総額の乖離額は、約 1 億 7 千万円となっています。

○財政調整基金について

平成 30 年度 9 月補正後の財政調整基金保有額 約 5 億 3,200 万円

平成 29 年度決算見込により、形式収支の一部を財政調整基金へ積み増しすることにより、約 5 億 3 千 2 百万の財政調整基金を確保することができます。

この金額は、市としての目安額である療養給付費の 5%相当額を確保することとなり、不測の事態に対応できる金額であると考えます。

○国民健康保険事業費納付金について

平成 30 年度から広域化がスタートしましたが、初年度であるため、今後、県へ納付する納付金額等の動向が不透明であり、現状における推計で納付額等を判断することは難しい状況であると考えます。

○赤字解消・削減計画について

赤字解消・削減計画書（定量的であるもの）を今年度末までに策定し、県へ提出することとなっています。今後、平成 29 年度における赤字額が県から示され次第、赤字解消・削減計画書（案）を作成します。

3 平成 31 年度以降の税率改定について

国保広域化に伴い、県内市町村すべてが、県から示される「赤字額」を基に平成 35 年度までにその解消の向けた計画を作成することになります。

したがって、当市における今後の税率改定は、この計画の中で対応することになります。

県では、平成 29 年度における赤字額を年内に示すこととしており、示された後、赤字額の削減計画を作成することになりますので、平成 31 年度に税率改定を行うことはスケジュール的にも難しい状況です。

また、31 年度に実施した場合には被保険者に 2 か年続けてご負担をお願いすることになります。本年 2 月に県から示された標準保険税率で試算した課税総額と答申の 2 回目である平成 30 年度本算定の課税総額を比較しても、そのかい離は約 1 億 7 千万円と今までの税率改定幅に比較し少額であることを考慮すると、引き続きとなる 31 年度の税率改定は、見送ることが望ましいと考えます。

このため、平成 31 年度以降の税率改定は、平成 32 年度から 35 年度の 4 か年の中で、今後の県内市町村の動向、また広域化後の状況を見ながら、示された赤字額を基に当協議会でご審議いただきたいと考えております。

なお、この赤字額の削減計画は、平成 30 年度末までに作成し、県に提出することになっております。